|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第１章第３節  Ｐ7 | 認知症施策の充実を重点施策と位置付け、国の認知症対策５か年計画（オレンジプラン）に基づき、 | 認知症施策の充実を重点施策と位置付け、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、 | 平成27年1月の新オレンジプランの公表を踏まえ修正 |
| 第２章  Ｐ13～Ｐ21 | 表、グラフ　（元号） | 表、グラフ　（元号、西暦） | （パブコメ対応）西暦を併記 |
| 第３章  Ｐ26 | 施策の体系 | 施策の体系のページに地域包括ケアシステムの説明 | （パブコメ対応）  地域包括ケアシステムの説明を第３章にも追記（従来は第１章のみ） |
| 第３章第１節  Ｐ29 | 地域ケア会議のポンチ絵 | 地域ケア会議のポンチ絵  ※ＯＴ（作業療法士）、ＰＴ（理学療法士）、  ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー） | ＯＴ、ＰＴ、ＣＳＷについて、日本語の名称を併記 |
| 第３章第１節  Ｐ32 | ○　看護師養成所に対する支援や潜在的な看護師の掘り起こし等、訪問看護師の確保・養成、訪問看護に従事する看護職員の資質の向上、訪問看護ステーションの機能強化、体制強化及び医療機関相互の連携強化などの取組みを行います。 | ○　在宅療養者の増加などにより、看取りへの対応をはじめ、看護職員へのニーズは拡大してきており、そのような状況に対応するため、看護師養成所に対する支援や潜在的な看護師の掘り起こし等、訪問看護師の確保・養成、訪問看護に従事する看護職員の資質の向上、訪問看護ステーションの機能強化、体制強化及び医療機関相互の連携強化などの取組みを行います。 | （審議会意見対応）  「看取り」に関する記載を追加 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第３章第１節  Ｐ32 | ― | ○　市町村が地域の医師会等の協力を得て、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進する取組みを支援します。 | （審議会意見対応）  市町村の取組みを支援する旨の記載を追加 |
| 第３章第１節  Ｐ33 | 患者が安心して治療を受けられるよう、地域連携クリティカルパスをツールとして活用し、 | 患者が安心して治療を受けられるよう、地域連携クリティカルパス（入院から自宅まで、適切な医療等を受けられるように、患者や関係する医療機関等で共有する診療計画）をツールとして活用し、 | 地域連携クリティカルパスの意味をカッコ書きで追記 |
| 第3章第1節  Ｐ35 | 在宅医療と介護連携のポンチ絵  在宅療養支援病院・診療所（有床診療所等） | 在宅医療と介護連携のポンチ絵  ・急性期病院  ・地域包括ケア病棟を含む病院  ・在宅療養支援病院等 | （審議会意見対応）  「急性期病院」、「地域包括ケア病棟を含む病院」等の記載を追加 |
| 第３章第１節  Ｐ35 | 在宅医療と介護連携のポンチ絵  在宅医療・介護連携支援センター（仮称） | 在宅医療と介護連携ポンチ絵  地域の在宅医療と介護連携を支援する相談窓口 | 要綱の表現を踏まえた修正 |
| 第３章第１節  Ｐ37 | ○　地域におけるセーフティネットの充実に向け、市町村が地域包括支援センターやＣＳＷ、自立相談支援機関、当事者・家族の会、隣保館など、多様な主体とのネットワーク化を図り、高齢者やその家族の課題をきめ細かく把握し、継続的に見守りを実施できるように支援し | ○　地域におけるセーフティネットの充実に向け、市町村が地域包括支援センターやＣＳＷ、自立相談支援機関、民生委員・児童委員、当事者・家族の会、隣保館、認知症サポーターなど、多様な主体とのネットワーク化を図り、高齢者やその家族の課題をきめ細かく把握し、継続的に見守り | （審議会意見対応）  民生委員・児童委員、認知症サポーターを地域のセーフティネット充実の関係者として記載 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
|  | ます。 | を実施できるように支援します。 |  |
| 第３章第１節  Ｐ40 | ― | ○　新しい総合事業では、現行の訪問介護・通所介護に相当するサービスの外、基準を緩和したものや住民主体の支援など多様な形態の事業を市町村の判断で行うことが可能となりました。 | 総合事業には、様々な形態の事業があることを補記。 |
| 第３章第１節  Ｐ41 | ○ 府は、必要な情報、好事例の提供などを行い、市町村における円滑な体制づくりに向けた支援を行います。 | ○ 府は、必要な情報、好事例の提供などを行い、市町村が総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について住民に十分周知し、被保険者に対して、利用すべきサービス区分を適切に提供するよう、市町村における円滑な体制づくりに向けた支援を行います。 | 総合事業における適切なサービス提供について補記。 |
| 第３章第１節  Ｐ41 | ○　また、住民運営を基本としつつ、例えば、通いの場の立ち上げ時の支援や場所の確保などスムーズな事業の実施に向けた取組みが市町村において行われるよう助言します。 | ○　また、住民運営を基本としつつ、例えば、通所型サービスの立ち上げ時の支援や場所の確保など、スムーズな事業の実施に向けた取組みが市町村において行われるよう助言します。 | 「通いの場」を、様々な事業形態を含む一般的な用語（通所型サービス）に修正 |
| 第３章第１節  Ｐ44 | ― | 総合事業における多様なサービス一覧表  （厚生労働省資料） | 総合事業の様々な形態が理解しやいように追加掲載。 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第3章第2節  Ｐ49 | そのために、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」である認知症ケアパスを効果的に活用することを重要です。 | そのためにも、各市町村において、地域の実情に応じた標準的な「認知症ケアパス」（認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を作成し、その普及を促進する等効果的に活用していくことが重要です。 | 認知症ケアパスについてわかりやすく追記。 |
| 第3章第2節  Ｐ50 | ○　認知症ケアパスを市町村が有効に活用できるよう支援します。 | ○　認知症ケアパスの作成を通じて、鑑別診断が可能な病院情報の提供、認知症の身体症状や認知症の進行度に合わせて必要な支援が受けられる体制の構築を市町村に働きかけます。 | （審議会意見対応）  認知症の鑑別診断が可能な病院情報の提供等について補記。 |
| 第3章第2節  Ｐ50 | ○　認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を進めるよう、市町村に働きかけます。 | ○　認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図るため、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の設置を市町村に働きかけるとともに、チーム員の養成研修を行います。 | （審議会意見対応）  府の支援について記載。 |
| 第3章第2節  Ｐ50 | ― | ○　認知症の人への医療・介護を含む統合的な生活支援である「認知症ライフサポートモデル」を理解し、医療と介護の連携及び多職種協働による統合的な認知症ケアを推進する市町村を支援します。 | （審議会意見対応）  認知症の人に対する理解を深め、認知症の人の生命、生活、人生を多職種で支えていく旨を追記。 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第3章第2節  Ｐ51 | ― | ○　認知症ライフサポートモデルを踏まえた「認知症相談・対応のポイント」（マニュアル）の作成・普及 | 【主な取組み】の追記 |
| 第3章第2節  Ｐ57 | ○　認知症疾患医療センターは、地域において関係機関との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体的合併症に対する急性期治療等を引き続き実施します。 | ○　認知症医療については、円滑に医療につなぐため、認知症疾患医療センター以外の鑑別診断を行うことができる医療機関と併せて、医療機関名の公表に努めていきます。また、認知症疾患医療センターは、地域において関係機関との連携を図りながら、認知症疾患周辺症状と身体合併症に対する急性期治療等を引き続き実施するとともに、国の機能等の見直しに合わせ、在り方を検討してまいります。 | （審議会意見対応）  認知症医療について、鑑別診断を行うことができる医療機関名の公表や認知症疾患医療センターのあり方に関する記載を補記 |
| 第3章第2節  Ｐ58 | ― | 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の概要を記載 | 新オレンジプランの公表を踏まえ追記 |
| 第3章第3節  Ｐ59 | ― | サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいにおいて、高齢者が安心して入居し、生活できるよう高齢者住まい法等に基づく適正な運営を求められています。 | （パブコメ対応）  サービス付き高齢者向け住宅などについての現状認識を追記 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第3章第3節  Ｐ62 | 外部サービスの自由選択についての契約前の書面説明 | 入居契約前の書面説明による福祉サービスの選択性の確保 | サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の記載をより正確な表現に修正。 |
| 第3章第3節  Ｐ68 | ― | 新しい介護予防事業の概要（厚生労働省資料）を掲載した | 介護予防事業の再構築の概要をわかりやすくするため追記。 |
| 第3章第4節  ｐ75 | 高齢者 | 高年齢者、中高年齢者 | 就業対策部門の対象年齢が異なるため、正確な用語に修正。 |
| 第3章第４節  Ｐ76 | ― | 〇　公共職業訓練を活用したスキルアップ支援  〇　「ＯＳＡＫＡしごとフィールド」における就職支援 | 【主な取組み】の追記 |
| 第3章第５節  Ｐ83 | ― | ○　市町村が行う新しい総合事業のサービスを受けるにあたって、従来の要支援認定に加えて、基本チェックリストによる審査で、介護予防・生活支援サービスをスピーディに利用することができるようになりました。 | （審議会意見対応）  従来の要支援認定、基本チェックリストによる審査の両方を活用し、介護予防・生活支援サービスを利用できることを記載。 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第3章第５節  Ｐ84 | ― | ○　従来の要支援に相当する方については、サービス利用者の個々の状況を踏まえ、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービスの提供と専門性の高い介護予防サービスの提供を必要に応じてマネジメントができるよう市町村への助言に努めます。 | （審議会意見対応）  基本チェックリストによる他、要支援認定によるサービスの提供をマネジメントできる旨を追記。 |
| 第３章第５節  Ｐ85 | ― | ○　障がいの特性と配慮事項を掲載したパンフレットを作成し、介護サービス従事者等に周知  ○　認定調査員研修で、コミュニケーションに支援が必要な方への配慮などについて、パンフレット「障害のある方への配慮について」を配布し、説明。 | 【主な取組み】の追記 |
| 第3章6節  Ｐ90 | ○　小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護において義務付けられている外部評価制度について、評価機関を選定の上、市町村と連携を図りながら評価の実施及び結果の公表を行います。 | ○　認知症対応型共同生活介護において義務付けられている外部評価制度について、評価機関を選定の上、市町村と連携を図り評価の実施及び結果の公表を行います。また、小規模多機能型居宅介護においては、外部評価の効率化が示されており、適切に支援を行います。 | 運営基準の改正の提示を踏まえた修正。 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第３章第６節  Ｐ92 | ― | ○　重大な指定基準違反や不正行為が疑われる事案については、市町村や関係機関と情報の共有を図り、連携して指導・監査にあたります。 | (審議会意見対応)  不正行為等のスタンスを追記。 |
| 第３章第６節  Ｐ93 | ― | ○ 居宅介護サービス事業所、介護保険施設等への指導・助言  ・集団指導(年１～２回)及び実施指導の定期的な実施  ・施設等において適正な介護報酬の算定や入所者に対し適切なケアの提供が図られるよう、自主点検表を作成し活用を徹底  ・ホームページによる各種情報の提供    ○ 特別養護老人ホームにおける適正な施設入所選定の実施への指導  ・ホームページ等による制度の周知  ・指針の円滑かつ適正な運用が図られるよう指導を徹底 | 【主な取組み】の追記 |
| 第３章第６節  Ｐ92 | ○ この場合、必要な登録基準を満たしているか厳密に審査し、認定後も適切に実施しているか指導監督を行います。 | ○ この場合、必要な登録基準を満たしているか厳密に審査し、認定後も適正に実施しているか指導監督を行います。 | 適切と適正の使い分け |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
| 第３章第６節  Ｐ95 | (3)　財政安定化基金の適切な管理、運営 | (3)　財政安定化基金の適正な管理、運営 | 適切と適正の使い分け |
| 第３章第７節  Ｐ100 | ○ 整備計画がある保険者において、住民や地域の事業者に対して積極的に情報提供を行うなど、市町村が地域の実情に応じ、権限を有効に活用してサービスの普及に努めるよう支援します。 | ○　市町村が、地域の実情に応じ、住民や地域の事業者に対して積極的に情報提供を行うなど、サービスの普及に努めるよう支援します。 | 文意をわかりやすく整理。 |
| 第３章第７節  Ｐ103 | 2017年の介護職員数の推計については、国の通知に基づき、算出している。 | H29年の介護職員数の推計については、国の通知に基づき、市町村のサービス需要量見込みに、サービス受給者一人当たり職員数を乗じる等により算出。 | 注釈の詳細化。  （パブコメ対応） |
| 第4章  Ｐ111  Ｐ113  Ｐ135 | ○ 複合型サービス | ○ 複合型サービス  （看護小規模多機能型居宅介護） | 省令改正を踏まえ加筆 |
| 第５章  Ｐ151 | 各サービスの平成25年度の実績値をみると、居宅サービスは、訪問入浴介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護が計画比80％台、特定福祉用具販売が計画比77.8%となっていますが、その他のサービスはほぼ計画値 | 各サービスの平成25年度の実績値をみると、居宅サービスは、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導が計画比110％を上回っていますが、その他のサービスはほぼ計画値どおりもしくは計画値を下回っています。 | 実績値の評価について、サービスの見込み量である計画値をオーバーしたかどうかの視点で修正。 |
| **修正箇所** | **修正前** | **修正後** | **主旨** |
|  | どおりもしくは計画値を上回っています。  介護予防サービスは、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所者生活介護、介護予防短期入所療養介護及び特定介護予防福祉用具販売が計画値を大幅に下回っていますが、その他のサービスはほぼ計画値どおり、若しくは計画値を上回っています。 | 介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与が計画値を大幅に上回っていますが、その他のサービスはほぼ計画値どおり、若しくは計画値を下回っています。 |  |